

# 介護報酬算定に当たっての留意点 (誤りやすい算定例)

令和6年3月12日

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

# 目次

1. 個別機能訓練加算（通所系サービス）
2. 特定事業所加算（訪問介護）・サービス提供体制強化加算
3. 特定事業所加算（居宅介護支援）
4. 総合マネジメント体制強化加算（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
5. 2時間以上3時間未満の通所介護費
6. 同一建物減算

# 1. 個別機能訓練加算（通所系サービス）

## （1）個別機能訓練計画の作成

### 【加算要件（通所介護の場合）】

- ・ 機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。

### 【不備の内容】

- ・ 利用者毎に個別機能訓練計画を作成していない。
- ・ 複数職種が共同して個別機能訓練計画を作成した記録がない。

### 【ポイント】

- ・ 利用者の状態等を踏まえた計画に基づき、計画的に機能訓練を行うこと。
- ・ 各職種の職員が確認した署名欄を書式に設ける等、共同で作成した記録を残すこと。

## （2）個別機能訓練計画の実施体制

### 【加算要件（通所介護の場合）】

- ・ 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう 複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

### 【不備の内容】

- ・ 集団での全体体操等を、個別機能訓練として位置付けている。
- ・ 機能訓練を行った職員が機能訓練指導員であることの確認ができない。

### 【ポイント】

- ・ 加算に係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこと。

# 1. 個別機能訓練加算（通所系サービス）

## （3）個別機能訓練実施後の対応

### 【加算要件（通所介護の場合）】

- ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、**その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。**

### 【不備の内容】

- ・利用者の居宅を訪問しての定期的なモニタリング及び利用者等への進捗状況等の説明を実施していない。
- ・モニタリングをいつ誰が実施したか、確認できない。

### 【ポイント】

- ・利用者の生活機能等の維持・向上を図り、居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けられた加算であることを踏まえ、居宅訪問によるモニタリングや利用者等への説明、計画の見直し等、要件が求められる一連の手続きを必ず実施し、実施した記録を作成すること。

## 2. 特定事業所加算（訪問介護）・サービス提供体制強化加算

### (1) 文書等による指示及びサービス提供後の報告（訪問介護）

#### 【加算要件（特定事業所加算（訪問介護の場合））】

- ・ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を **文書等の確実な方法により伝達してから開始**するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

#### 【不備の内容】

- ・ サービス提供ごとに伝達を行っていない、利用者の状態変化があった場合にのみ伝達を行っている。
- ・ 口頭による伝達や施設業務の引継書を当該報告とするなど、要件に該当しない方法での情報伝達を採用している。

#### 【ポイント】

- ・ 「留意事項」とは少なくとも、以下の事項について、その変化の動向を含め記載しなければならない。
  - ①利用者のADLや意欲                      ②利用者の主訴やサービス提供時の特段の要望      ③家族を含む環境
  - ④前回のサービス提供時の状況      ⑤その他サービス提供に当たって必要な事項
- うち、④以外については、変更があった場合に記載することで足りる。
- なお、1日のうちに同一訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合、利用者の体調急変等、特段の事情がない時は、文書指示及び報告を省略してもよい。
- ・ サービス提供責任者が事業所に不在時は、事前の一括指示・適宜事後報告でも差し支えない。
- ・ 「文書等の確実な方法」による必要があり、指示及び報告は、文書・データにより記録を残しておく必要がある。

### (2) 人員要件（訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）

#### 【ポイント】

- ・ 有資格者の割合、勤続年数要件等、加算算定に係る人員要件については、毎年度ごとに要件を満たしているか確認し、その確認資料を作成しておくこと。

## 2. 特定事業所加算（訪問介護）・サービス提供体制強化加算

### (3) 計画的な研修の実施（訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）

#### 【加算要件（特定事業所加算（訪問介護の場合））】

- ・ 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等（中略）を含む。以下同じ。）に対し、**訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。**

#### 【不備の内容】

- ・ 各職員ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない、各職員が研修を受講した記録が確認できない。
- ・ 職員全員に対し、全て同じ目標・研修を設定している。
- ・ 事業所の全体集合研修を、加算要件が求める研修と位置付けている。

#### 【ポイント】

- ・ 研修計画は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があるため、対象となるサービス従事者それぞれにおいて計画を策定すること。また、研修を受講した記録等を残しておくこと。
- ・ 職員各々の目標等に応じた研修を位置付けること。
- ・ 中途入職者に対しても、研修計画を作成し、研修を実施すること。

### (4) 定期健康診断の実施（訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

#### 【加算要件（特定事業所加算（訪問介護の場合））】

- ・ 訪問介護事業所の**全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施**すること。

#### 【不備の内容】

- ・ 事業所の全職員（中途入職者、非常勤職員及び退職者を含む）が健康診断等を受けたことが確認できない。

#### 【ポイント】

- ・ 全従業員の受診結果を求めるものではないが、受診したことが確認できる記録を作成しておくこと。
- ・ 労働安全衛生法による健診の義務がない職員も含めて、全職員が受診すること。

## 2. 特定事業所加算（訪問介護）・サービス提供体制強化加算

### (5) 会議の定期的開催（訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）

#### 【加算要件（特定事業所加算（訪問介護の場合））】

- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

#### 【不備の内容】

- ・会議の開催が不定期となっている、会議に全従事者が参加するものとなっていない。
- ・資料の回覧やメールでの情報伝達をもって、会議に参加したものと取り扱っている。

#### 【ポイント】

- ・会議は、サービス提供に従事する全ての職員が参加しなければならないものとされている。なお、実施にあたり、全員が一堂に会して実施する必要はなく、グループ別に（訪問介護は、サービス提供責任者ごとに）実施することで差し支えない。
- ・会議の開催状況について、その概要を記録しておくこと。
- ・加算が求める定期的な開催とは、おおむね1カ月に1回以上とされている。
- ・会議の開催にあたっては、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な方法（テレビ電話やオンライン会議システム等）での開催が認められているが、リアルタイムでの意見交換ができない方法（資料の回覧やメールでの情報伝達等）での開催は、不可とされている。

## 3. 特定事業所加算（居宅介護支援）

### （1）計画的な研修の実施

#### 【加算要件】

- ・ 指定居宅介護支援事業所の全ての介護支援専門員に対し、介護支援専門員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

#### 【不備の内容】

- ・ 各職員ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない、各職員が研修を受講した記録が確認できない。
- ・ 職員全員に対し、全て同じ目標・研修を設定している。
- ・ 事業所の全体集合研修を、加算要件が求める研修と位置付けている。

#### 【ポイント】

- ・ 研修計画は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があるため、対象となるサービス従事者それぞれにおいて計画を策定すること。また、研修を受講した記録等を残しておくこと。
- ・ 職員各々の目標等に応じた研修を位置付けること。
- ・ 中途入職者に対しても、研修計画を作成し、研修を実施すること。



# 3. 特定事業所加算（居宅介護支援）

## ■研修会・事例検討会の開催・参加

### 【加算要件】

- ・ **地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。**
- ・ **他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。**



### 【不備の内容】

- ・ どちらか一方にしか参加していない、または、参加した記録が残っていない。
- ・ 事例検討会等の開催に係る計画が、毎年度、定められていない。

### 【ポイント】

- ・ 地域包括センターが主催する研修会・事例検討会への参加と、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同開催する研修会・事例検討会への参加は、別物であることに注意すること。
- ・ 同一法人内にとどまらず、他の運営法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組みを、自ら率先して実施しなければならないことに留意すること。
- ・ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会については、実施内容及び時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならないこと。
- ・ 開催案内及び議事録は必ず記録として残しておくこと。

## 3. 特定事業所加算（居宅介護支援）

### ■会議の定期的開催

#### 【加算要件】

- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的<sup>①</sup>に開催すること。

#### 【不備の内容】

- ・会議の開催が不定期である。
- ・国が示す7項目の議事を行っていない。
- ・会議の開催ごとではなく、年度の中で、国が示す7項目の議事を1度でも実施していればよい、と誤認している。

#### 【ポイント】

- ・「定期的」とは、概ね週1回以上であること。
- ・会議の開催にあたっては、以下の7項目について議事を行うこと。
  - ① 処遇困難ケースの具体的な処遇方針
  - ② 過去ケースの問題点及び改善方策
  - ③ 地域における事業者や活用できる社会資源
  - ④ 保健医療及び福祉に関する制度
  - ⑤ ケアマネジメントに関する技術
  - ⑥ 利用者からの苦情があった場合には、その内容及び改善方針
  - ⑦ その他必要な事項
- ・会議の開催にあたっては、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な方法（テレビ電話やオンライン会議システム等）での開催が認められているが、リアルタイムでの意見交換ができない方法（資料の回覧やメールでの情報伝達等）での開催は、不可とされている。

## 4. 総合マネジメント体制強化加算（（看護）小規模多機能型居宅介護）

### （1）研修会・事例検討会の開催・参加

#### 【加算要件（小規模多機能型居宅介護の場合）】

- ・ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。

#### 【不備の内容】

- ・ 複数職種が共同して小規模多機能型居宅介護計画を作成したことがわからない。
- ・ 小規模多機能型居宅介護計画書の内容どおりにサービス提供されていない。
- ・ 利用者の心身の状況に変化がある状況（入退院等）にも関わらず、見直しを行わないまま従前の計画書に基づきサービスを提供している。
- ・ サービス内容が変更となっていることを、介護支援専門員が把握していない。

#### 【ポイント】

- ・ 運営基準においても、「利用者の心身の状況等を踏まえて、他の従業者と協議の上、計画を作成すること」とされており、計画の作成・見直しにあたっては、必ず、他職員との共同を行うこと。
- ・ 介護支援専門員による計画変更を経ず、介護従業者のみの判断でサービス内容を変更しないこと。

## (5) 2時間以上3時間未満の（地域密着型）通所介護費

### ■ 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

#### 【算定基準（通所介護の場合）】

- ・ 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要があるものなど、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作などのため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

#### 【不備の内容】

- ・ 長時間の利用が困難な理由が、アセスメント・サービス担当者会議・居宅サービス計画書のいずれにも記載がない

#### 【ポイント】

- ・ 2時間以上3時間未満の区分については、利用者の心身の状況等から3時間以上の利用が難しい利用者に適用するものであり、特段の理由なく、当該区分により算定することは認められない。
- ・ 当該区分を算定する場合には、一連の手続きを経たうえで、理由とともに居宅サービス計画書に位置付けること。

## (6) 同一建物等減算

### ■同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

#### 【算定基準（訪問介護の場合）】

- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（中略）に居住する利用者（中略）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（中略）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用が同一敷地内建物とに50人以上住む建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位を算定する。

#### 【不備の内容】

- ・届出上の事業所所在地と離れた場所に所在する、同一法人又は関連法人が運営する住宅型有料老人ホームに事業所職員が常駐するなど、運営実態が事業所外にあって、減算を算定していない、又は、実態と異なる減算を算定している（例に施設内50人以上の利用者が居住する建物に運営実態がある場合において、本来所定単位数の100分の85に減算すべきところを、事業所と建物の住所が異なる、との理由から、所定単位数の100分の90に減算している）。
- ・当該減算を算定することにより、本市への届出なく、減算対象となる建物に運営の実態を置くことができると誤認している。

#### 【ポイント】

- ・指定した事業所において事業を運営すべき点を十分に理解し、住宅型有料老人ホーム等、届出なく指定を受けた事業所外に運営実態を置くことがないこと。